

長野市監査委員告示第19号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、長野市教育委員長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成26年12月 1 日

長野市監査委員	鈴木 栄 一
同	轟 光 昌
同	岡 田 莊 史
同	寺 澤 和 男

措置の通知書

平成 26 年度 定期監査（前期）（26 監査第 83 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>1 重点項目 収納料金の払込みを適正に行うべきもの (報告書 2 ページ)</p> <p>イ コピー使用料について、1万円を超える現金を所属で保管し、月末に1か月分をまとめて指定金融機関等へ払い込みを行っていた。</p> <p>長野市会計事務の手引によると、コピー使用料については、1か月ごと、ただし収納金額が1万円を超える場合には速やかに調定し指定金融機関等へ払い込むこととされている。</p> <p>手引に基づき適正な収納事務をされたい。</p> <p>ウ 成人学校の受講料について、数日分をまとめて指定金融機関へ払込みを行っていた。</p> <p>長野市財務規則によると、収納した現金は速やかに指定金融機関等へ払い込まなければならないとされている。</p> <p>規則に基づき適正な収納事務を徹底されたい。</p> <p>エ 書籍販売代金について、収入処理されないうまま、金庫に保管されていた。現金は、長期間にわたり金庫に保管することのないよう、速やかに入金処理されたい。</p>	<p>コピー使用料について、1万円を超える現金を月末に1か月分をまとめて払い込みを行っていたことについては、収納料金の払い込みについての認識不足により生じたことであり、平成26年5月以降は、毎日の収納金を確認し、1万円を超える場合には速やかに指定金融機関等へ払い込むよう改善を図った。</p> <p>(該当施設)</p> <p>成人学校の受講料を数日分まとめて指定金融機関へ払込みを行なったのは、窓口対応職員と入金処理を担当する職員との間の連絡不足が原因であった。指摘のあった平成26年5月の処理分から、収入事務について事務職員及び担当係長による複数人の取扱い・管理体制とし、速やかに指定金融機関へ払い込むよう事務改善を図った。</p> <p>(該当施設)</p> <p>書籍販売代金については、コピー使用料と同様の取扱いとの誤った認識により、金庫に保管したままとなっていたことが原因であった。</p> <p>指摘日以降、収納金については、当日金庫に入れる前に複数職員で収入名目と金額を確認することとした。</p> <p>指摘された書籍販売代金は、5月21日に指定金融機関へ入金処理を行った。</p> <p>(該当施設)</p>

措置の通知書

平成 26 年度 定期監査（前期）（26 監査第 83 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>2 収入事務 (2) 収納金の還付方法を改めるべきもの (報告書 3 ページ)</p> <p>成人学校受講料について、講座の中止等で還付が生じた場合に、収納金の中から直接現金で還付していた。 還付金の処理については、戻出命令により適正に処理されたい。 【柳原公民館】</p> <p>3 支出事務 (3) 立替払について改善すべきもの (報告書 3 ページ)</p> <p>学校図書館職員の賃金について、職員が私費で立替払を行っていた。 適正な事務処理をされたい。 【山王小学校】</p>	<p>指摘事項については、成人学校受講料の受領後、講座が中止等になり、入金前の受講料から直接現金還付したことによるものであり、指摘日以降は、収納金は速やかに入金し、還付すべきものは戻出命令により手続するよう、担当職員間で確認し、適正な処理をしている。 (柳原公民館)</p> <p>学校図書館職員の賃金を職員が私費で立替払いをしたことについては、認識不足及び支出伺や通帳を複数の職員できちんと確認していなかったことが原因であったため、平成 26 年 5 月 19 日に校長、教頭及び事務職員により、立替払はしないこと及び関係書類・通帳を複数の職員で厳密に確認することを話し合い、同月 21 日に職員会議において、全教職員に事実の報告と立替払はしないこと及び関係書類・通帳を複数の職員で厳密に確認することの説明を行い改善を図った。 (山王小学校)</p> <p>平成 26 年 9 月 9 日開催の長野市学校事務研究会第 1 回研修会において、全小中学校の事務職員に対し、事務上の注意として、学校図書館職員の賃金を立替払いしないこと及び支出伺いや預金通帳を複数の職員で厳密に確認することについて、資料を配布して指導した。 また、改めて指摘があった学校に対し、同日、立替払はしないこと及び関係書類・通帳を複数の職員で厳密に確認し、今後同じミスを繰り返さないことを指導した。 (学校教育課)</p>

措置の通知書

平成 26 年度 定期監査（前期）（26 監査第 83 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>4 契約事務</p> <p>(1) 契約締結事務を適正に行うべきもの (報告書 3 ページ)</p> <p>長野市契約規則では、随意契約によるときは、原則として 2 人以上の者から見積書を徴するものとされているが、契約規則第 31 条第 1 項ただし書きに該当するときは、1 人の者から見積書を徴することができることとされている。</p> <p>柳原総合市民センター電動シャッター保守点検業務委託において、契約規則第 31 条第 1 項ただし書きに該当しないにもかかわらず、見積書の徴取は 1 人の者であった。</p> <p>契約規則に基づき、適正な事務執行をされたい。</p> <p style="text-align: right;">【柳原公民館】</p> <p>(3) 印紙の取り扱いを適正にすべきもの (報告書 4 ページ)</p> <p>契約書に印紙が貼付されていない事例及び契約書に貼付された印紙が斜線で消印されていた事例があった。</p> <p>印紙税法第 8 条第 2 項及び同施行令第 5 条によると、印紙を消す場合には、印章又は署名で消さなければならないとされている。</p> <p>契約書を受領する際は、印紙税法に基づく貼付の有無、金額等を確認し、適正に処理されたい。</p> <p style="text-align: right;">【中条支所、中部公民館】</p> <p>5 財産管理事務</p> <p>施設の使用許可事務を適正に行うべきもの (報告書 4 ページ)</p> <p>イ 公民館の風除室の使用許可について、行政財産目的外使用許可によるべきところ、公民館使用の許可となっていた事例があった。</p> <p>法令等に基づき、適正な事務処理を徹底されたい。</p> <p style="text-align: right;">【中条公民館】</p>	<p>指摘事項については、認識不足により、見積り依頼だけでなく、見積書の徴取に関しても 2 人以上必要であることを理解していなかったことが原因であった。指摘以降の契約事務の執行については、適正な処理を行うよう、契約規則等確認して執行している。</p> <p style="text-align: right;">(柳原公民館)</p> <p>契約書に貼付された印紙が斜線で消印されていたことについては、印紙を消す方法についての認識不足により生じたことであり、指摘以降は法令等に基づき、適正に印章又は署名で消すよう職員間で確認し、再発防止に向け徹底を図った。</p> <p style="text-align: right;">(中部公民館)</p> <p>合併前の中条村教育委員会からの慣例及び認識不足により公民館使用許可で対応していた。今回の指摘により、平成 26 年 6 月に申請者からの行政財産使用許可申請書の提出により、行政財産使用許可書を交付した。</p> <p style="text-align: right;">(中条公民館)</p>